

○多可町手数料一覧表

	手数料を徴収する事務	手数料の金額
屋外広告物条例（平成4年兵庫県条例第22号）の規定に基づく許可申請手数料		
	はり紙・はり札	100枚につき 300円 100枚未満であるとき、又は100枚に満たない端数があるときは、これを100枚とする。
	看板並びに広告板及び広告塔（ネオンサインその他電飾設備を有するものを含む。以下同じ。）によるもの	5平方メートル未満のもの 1枚又は1基につき 1,000円 5平方メートル以上10平方メートル未満のもの 1枚又は1基につき 2,000円 10平方メートル以上のもの 1枚又は1基につき 3,000円 ただし、15平方メートルを超えるものは、3,000円に15平方メートルを超える5平方メートル又はその端数ごとに、1,000円を加算した額とする。
	アーチによるもの	1基につき 4,000円
	宣伝車	1台につき 2,000円
	アドバルーン	1個につき 800円
	電柱・街灯利用広告物	1個につき 300円
	標識利用広告物	1個につき 300円
	車体利用広告物	1個につき 300円
	広告幕	1枚につき 300円
	立看板	1個につき 300円
	のぼり・旗	1個につき 300円
	その他の広告物	1枚、1基又は1個につき 300円